

関係条文：令第23条、令第123条第2項

令第123条第2項で規定されている屋外避難階段は、同項で定められている構造による他、以下の1から4までの基準を満たすものとする。

- 1 中央区取扱い基準「屋外階段の開放性と床面積の関係」を満たすものであること。ただし、同基準のうち、1-(2)-⑤を以下の(1)及び(2)のとおり読み替えた基準に適合する屋外階段は、床面積に算入の上、屋外避難階段として取扱うことができる。

(1) 「2m」とあるのは「1m以上2m未満」とする。

(2) 文末に以下の文を追加する。

「ただし、同一建築物の他の部分のうち、構造耐力上主要な梁の内側に屋外階段がある場合は、階段の立面上の開放性（梁等がなく有効に外気に開放されている部分の見付面積の、階段の各面の見付面積に対する割合）を1/2以上確保すること。この場合において、階段に開放性のない腰壁手すりやルーバーを設けることはできない。なお、隣地境界線から梁までの離隔は50cm以上とし、建築物の他の部分等から梁までの離隔は2m以上とする。」

- 2 幅員を90cm以上確保すること。

- 3 防犯上やむを得ず、避難階の避難経路上に設ける屋外避難階段の出入口の扉は、扉の見付面積に対して開放性を1/2以上確保し、法令により求められる階段の幅員以上の有効開口幅を有した縦格子状の扉とすること（中央区取扱い基準「敷地内通路の取扱い」4-(1)参照）。また、当該扉は直接手で開くことができ、かつ、避難の方向に開くことができるものとする。

解説

屋外避難階段は、煙を有効に排出するためにその大部分が屋外に開放されたものである必要がある。避難上重要な施設であるため、本基準を満たす場合であっても四方を建築物で囲われる等煙突状にならないよう、また、屋外避難階段の下部に燃えやすいものを設置しないように配慮することが求められる。梁の内側での計画の場合、梁が排煙上の支障にならないようにする必要がある。

屋外階段の幅は令第23条により、「令第120条又は第121条による直通階段にあっては90cm以上…とすることができる」と規定されている。これは、特殊建築物等において避難上要求される直通階段の場合は、幅員を90cmに強化することを目的とした規定である。

床面積に算入しない屋外階段の基準は、中央区取扱い基準「屋外階段の開放性と床面積の関係」を参照すること。

参考文献

- ※1 昭和44年7月4日 建設省住指発第259号
- ※2 建築基準法質疑応答集 P.2146
- ※3 建築物の防火避難規定の解説2023 P.115
- ※4 増補改訂 建築基準法解説 P.224